

2024年（令和6年）4月1日

物品調達業者の皆様へ

## オープンカウンター方式での発注について

福山市上下水道局では、2016年（平成28年）4月から、契約手続きにおける公平性・透明性の向上及び事業者の見積参加機会の拡大を図るため、物品の買入れ及び印刷製本に係る製造の請負（以下「物品の買入れ等」という。）について、オープンカウンター方式を導入しているところです。

2024年（令和6年）4月から、次のとおり実施しますのでお知らせします。

### ○ オープンカウンター方式について

オープンカウンター方式とは、物品の買入れ等に係る随意契約において、見積徴取の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者と契約を締結する方式をいいます。

### ○ 対象となる契約について

管財契約課が行う物品の買入れ等で、1件の案件に係る予定価格が80万円を超えないもの（印刷製本に係る製造の請負については130万円を超えないもの）を対象とします。

### ○ オープンカウンター方式の参加資格について

オープンカウンター方式における基本的な参加資格要件は次のとおりです。

- ・ 福山市における製造の請負及び物件の買入れ等に関する競争入札参加資格の認定を受けた者
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ・ 見積り合わせ情報公開の日から見積り合わせ結果公表の日までのいずれの日においても、福山市上下水道局建設工事等指名除外基準要綱（2012年（平成24年）4月1日施行）においてその例によることとされる福山市建設工事等指名除外基準要綱（1

994年（平成6年）11月17日施行）の規定に基づく指名除外又は指名留保期間中でない者

- ・ 福山市に納付すべき市税等（水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び集落排水処理施設使用料を含む。）の滞納がない者
- ・ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者
- ・ 営業に関し、法令の規定による必要な許可、認可等を得ている者
- ・ 代表者又は自社の役員等が、福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号又は第3号に該当しない者
- ・ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者に該当しない者

#### ○ 見積り合わせ情報の公開について

- ・ 対象案件に係る仕様書等は、原則として、毎週金曜日に管財契約課窓口又は福山市ホームページを利用して公表します。ただし、その日が「福山市の休日を定める条例」（平成元年3月29日条例第29号）第1条に規定する市の休日に当たる場合は、翌週の金曜日とする。また、見積期間が十分確保できない週は公表をしないものとします。
- ・ 見本がある場合は、その旨を仕様書に記載します。見本は管財契約課窓口（案件によっては要求課）においてご確認ください。

#### ○ 質問について

質問がある場合は、指定の質問書を質問書提出期限までに管財契約課に提出してください。

##### 【提出方法】

持参、ファクシミリ又は電子メール ※電話では受付できません。

##### 【提出先】

福山市上下水道局 経営管理部 管財契約課 契約担当

〒720-8526 福山市古野上町15番25号（本館2階）

電話番号 084-928-1503

FAX 084-928-1631（見積書提出専用番号）

電子メール [kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp)

（見積書提出専用アドレス）

##### 【提出期限】

調達案件公表日の2開庁日後

##### 【回答方法】

回答は、質問書提出締切日の翌開庁日中に、福山市ホームページに掲載します。

○ **同等品での見積りについて**

案件によっては、仕様を満たす品として参考品を挙げる場合があります。その際、仕様書に同等条件を記載し、この条件を満たすものを同等品と認めます。参考品以外の品で見積るときは、見積書提出時にカタログ等仕様の分かる書類等を添え提出してください。

○ **見積書の記入及び提出について**

- ・ オープンカウンター方式に参加する場合は、原則、指定の見積書を使用し、案件ごとに定める期間内に管財契約課に提出してください。

**【提出方法】**

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

**【提出先】**

質問書提出先と同じ

- ・ 見積書の様式は福山市ホームページに掲載しています。
- ・ 見積書は、品名、金額、数量、住所、商号又は名称、代表者名、代表者印、登録番号の有無等の必要事項が確認できるものとしてください。
- ・ 見積書に見積金額を記入してください。(課税事業者、免税事業者問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載。競争はこの価格で行う。)
- ・ 見積書に契約希望金額を記入してください。(見積金額と消費税及び地方消費税額の合計)
- ・ 見積り仕様書一覧の左側の「契約番号」を所定の欄に記入し「契約番号」ごとに分けて提出してください。
- ・ 見積書には提出年月を記入してください。
- ・ 郵送の場合は、提出期限日までに必着としてください。
- ・ 提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができませんのでご注意ください。

**【ファクシミリで見積書を提出する場合の注意点】**

- ・ ファクシミリの送信サイズはA4判としてください。(縮小されていると文字が潰れて読めなくなります。)
- ・ ファクシミリの受信は福山市上下水道局開庁日の8時30分から17時15分までとします。閉庁日、閉庁時間の受信については、責任を負いかねますので送信しないでください。
- ・ ファクシミリの送信は必ず指定の見積書提出専用番号に送信してください。指定した

番号以外へ送信されたものは受付できません。

**【電子メールで見積書を提出する場合の注意点】**

- ・ 電子メールの受信は福山市上下水道局開庁日の8時30分から17時15分までとします。閉庁日、閉庁時間の受信については、責任を負いかねますので送信しないでください。
- ・ 電子メールの送信は、電話をしたうえで必ず指定の見積書提出専用アドレスに送信してください。指定したアドレス以外へ送信されたものは受付できません。

**【その他】**

- ・ ファクシミリ又は電子メールで提出した見積書により契約の相手方となった場合には、見積書の原本を管財契約課又は納入先担当課へ提出してください。

**○ 見積書の無効について**

次のいずれかに該当する見積書は無効としますのでご注意ください。

- (1) 見積り合わせに参加する方に必要な資格のない方が見積をしたとき。
- (2) 記名押印を欠く見積
- (3) 金額を訂正した見積
- (4) 見積りが取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (5) 契約担当職員において定めた見積に関する条件に違反したとき。
- (6) 見積者が2以上の見積をしたとき。
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して見積をしたとき。
- (8) 見積者が連合して見積したとき、その他見積に際して不正の行為があったとき。
- (9) 必要な記載事項を確認できない見積
- (10) その他特に指定した事項に違反した見積

**○ 相手方の決定方法について**

- ・ 有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定します。
- ・ 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者の参加資格要件等の審査を行います。最低の価格で見積りされた場合でも、参加資格要件を満たしていなければ見積りは無効とし、次順位の見積者を順次審査し資格があると認めた場合は相手方に決定します。
- ・ 最低の価格が同価となった二人以上の見積書が提出された場合については、管財契約課において抽選し、契約の相手方と決定します。

**○ 見積り合わせ結果の公表について**

オープンカウンター方式の結果については、管財契約課窓口及び福山市ホームページにて原則として見積り合わせ日の翌週金曜日までに公表します。

○ その他

- ・ 見積書作成に要した費用等は、参加者の負担とします。
- ・ 都合により、調達を中止する場合があります。
- ・ 契約の履行遅滞、不履行又はその他の不正・不誠実の行為があったと認められる場合は、契約条項及び福山市の定めた基準により損害賠償請求、指名除外措置等を行う場合があります。

○ オープンカウンター方式に関する問い合わせ先

福山市上下水道局 経営管理部 管財契約課 契約担当

〒720-8526 福山市古野上町15番25号（本館2階）

電話番号 084-928-1503

FAX 084-928-1631

電子メール [kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp)